

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年2月13日

【四半期会計期間】 第29期第3四半期
(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

【会社名】 明豊ファシリティワークス株式会社

【英訳名】 Meiho Facility Works Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大見和敏

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大島和男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町五丁目4番地

【電話番号】 03(5211)0066

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 大島和男

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第29期 第3四半期 累計期間	第29期 第3四半期 会計期間	第28期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	5,108,450	1,032,370	5,381,242
経常利益又は経常損失()	(千円)	381,680	8,905	221,862
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(千円)	220,298	5,140	130,831
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)		533,737	533,357
発行済株式総数	(千株)		12,712	12,702
純資産額	(千円)		1,820,443	1,767,457
総資産額	(千円)		2,718,906	3,184,253
1株当たり純資産額	(円)		161.68	144.11
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(円)	18.63	0.45	10.56
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	18.60		10.14
1株当たり配当額	(円)			5.00
自己資本比率	(%)		66.5	55.3
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	751,165		483,168
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	11,272		7,933
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	173,932		106,161
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)		1,339,211	773,251
従業員数	(名)		130	128

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がありませんので該当事項はありません。
- 4 第29期第3四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	130 [32]
---------	------------

(注) 従業員数は、就業人員数であり、契約社員・派遣社員・顧問等の臨時雇用者は、[]内に外数で平均人数を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社における生産状況は、施工監理、施工技術、機械力、資金力及び資材調達力等の総合によるものであり、工事内容が多様化しており、また外注に依存している割合が高いことから具体的に表示することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当第3四半期会計期間における受注状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)
完成工事高	573,930
マネジメントサービス料収入	192,764
その他売上高	8,836
合計	775,531

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売状況を示すと、次のとおりであります。

	金額(千円)
完成工事高	676,956
マネジメントサービス料収入	342,836
その他売上高	12,577
合計	1,032,370

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
ポリコムジャパン(株)	133,554	12.94
大塚製薬(株)	124,373	12.05

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 業績の状況

当第3四半期会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響により、企業収益の大幅な低下、設備投資の抑制、雇用情勢の悪化など、厳しい状況が顕在化する状態となりました。

オフィス市場におきましては、活発であったオフィスの拡張や移転需要が大幅に減退し、都心5区の空室率も平成19年12月の2.65%を底に、平成20年12月には4.72%まで上昇（<http://www.e-miki.com/data/index.html>三鬼商事株式会社調べ）しております。

このような厳しい状況の中、当社は過去最高水準の前事業年度未受注残と、当第2四半期迄の着実な受注により、営業利益、経常利益、四半期純利益とも前年同期（四半期レビューの対象となっていない期間であります。以下同じ。）の実績を上回りました。

これらの結果、当第3四半期会計期間の売上高は1,032百万円、営業損失は9百万円、経常損失は8百万円、四半期純損失は5百万円となりました。

事業部門別の状況は以下のとおりです。

オフィス事業部

コンサルテーションから設計・デザイン、調達支援、施工監理、引越し、運用まで、オフィスづくりに関わる様々な業務を一括してマネジメントする、当社ならではの総合力を更に強化することで、当第2四半期迄は着実に受注を拡大してまいりました。これにより、当第3四半期の売上に関しましては前年同期比大幅増を達成しました。一方、受注に関しましては、当第3四半期は世界規模で急激に経済環境が悪化し、多くの企業がオフィス移転など多額の資金を伴う経営判断を凍結したことから、当第2四半期迄の状況と比べ大幅に減退しました。

以上の結果、オフィス事業部の売上高は870百万円（前年同期692百万円）となりました。

CM事業部

経済環境が厳しさを増す中で、コストダウンに対する顧客の要請はこれまで以上に拡大しています。当社は、いかなるグループにも属さない完全に独立した地位を確立している上、当社フィーはマンアワー（社員一人ひとりが費やす時間）に基づくもので、工事や機器などの調達原価に捉われず、徹底したベンダーフリーと顧客本位の品質、コスト、スケジュールの最適化実現に優れていることから、当社の価値は益々高まっていると申せます。

さまざまな建物に対応可能な『設計&CM(コンストラクション・マネジメント)』を遂行する人材を強化・育成することで、最高レベルのデータセンター、病院や大学、リゾート施設など、特殊性の高い建物の設計や施工監理の受注を第2四半期迄は着実に拡大してまいりましたが、経済環境の急激な悪化により、案件の検討が先送りされるなど、当第3四半期中に成約に至ったものは低レベルにとどまりました。その中で、自社保有の不動産や資産の管理に対する企業の経済的ニーズと社会的責任の高まりを踏まえ、第2四半期に設置したCRE・FMサポート室をオフィス事業部からCM事業部に移管し、企業の管財業務アウトソースを専門的に請負い、安定的受注に繋げるための体制を更に強化致しました。

以上の結果、CM事業部の売上高は161百万円(前年同期222百万円)となりました。

2. キャッシュ・フローの状況

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前第2四半期会計期間末に比べ、210百万円増加し、1,339百万円となりました。

また、当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は293百万円となりました。

これは主に、売上債権の減少939百万円等の増加要因が、仕入債務の減少424百万円、未成工事支出金の増加73百万円、法人税等の支払58百万円等の減少要因を上回ったものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4百万円となりました。

これは主に、コンピューター機器の購入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は79百万円となりました。

これは主に、自己株式の取得による支出79百万円によるものであります。

3. 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4. 研究開発活動

該当事項はありません。

5. 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期会計期間（平成20年10月1日～平成20年12月31日）におけるわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響が实体经济にまで及び、企業収益の大幅な低下、設備投資の抑制、雇用情勢の悪化など、厳しい状況が顕在化する状態となりました。

オフィス業界につきましては、2008年の東京23区のオフィス面積供給量は約67万㎡と、2007年実績（119万㎡）の56%にまで落ち込む見通しに加え、景気の急減速により、オフィス移転需要も減退の兆候が見られます。また、不動産ファンドを中心とした積極的な不動産への投資も、金融機関の融資姿勢の変化により、急速に減少しております。

その中で、当第3四半期における当社受注に関しましては、当第2四半期迄の順調な状況に変化が見られました。当社は、ソリューション提供企業としての強みを発揮し、ワークスタイル変革を含む生産性向上のための様々な提供をすることで、オフィス固定資産削減を目指すお客様からの受注拡大を目指してまいりますが、同時に、受注の減少傾向を冷静に見極め、経費の削減に努めてまいります。

6. 経営者の問題認識と今後の方針について

急速に悪化する経済環境を見据え、人員拡大計画を見直し、経費の削減に取り組んでまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、当第2四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更及び完了はありません。

また、当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,000,000
計	48,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,712,000	12,712,000	ジャスダック 証券取引所	単元株式数100株
計	12,712,000	12,712,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。)により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株引受権付社債は、次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	平成20年12月31日現在		
	新株引受権残高	行使価格	資本組入額
第2回無担保社債(新株引受権付) (平成13年5月16日発行)	400千円	50円	25円

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第1回新株予約権(平成15年2月14日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	16個
新株予約数のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	32,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要する。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成14年8月9日臨時株主総会特別決議)

第2回新株予約権(平成15年4月10日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	6個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75円
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成24年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 75円 資本組入額 38円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) 平成18年3月25日迄に行使できる新株予約権の数は、付与を受けた数の50%を上限とする。
- (5) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(平成17年2月4日臨時株主総会特別決議)

第3回新株予約権(平成17年2月4日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	479,400株
新株予約権の行使時の払込金額	405円
新株予約権の行使期間	平成19年3月1日から 平成27年1月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 405円 資本組入額 203円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、臨時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

会社法第236条、238条並びに239条の規定に基づく平成19年6月27日第27期定時株主総会決議による新株予約権の状況

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受けられる場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年6月27日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	60,000株
新株予約権の行使時の払込金額	239円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 239円 資本組入額 120円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成19年10月17日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	185円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 185円 資本組入額 93円
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
- (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	221個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	22,100株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

第4回 - 新株予約権(平成20年3月19日付与)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数	221個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (単元株式数100株)
新株予約権の目的となる株式の数	22,100株
新株予約権の行使時の払込金額	138円
新株予約権の行使期間	平成23年7月1日から 平成29年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 138円 資本組入額 69円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当社の取締役または執行役員で新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社の役員、執行役員または従業員の何れかの地位、あるいは当社または当社の子会社との間の契約に基づく契約社員の地位を有していることを要し、かつ行使期間中いずれの地位にも該当しない期間がある場合には行使出来ない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由があると当社の取締役会にて認められた場合はこの限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使を認める。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分を認めない。
 - (4) その他の条件については、株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法の優遇措置を受ける場合には、新株予約権を譲渡することができない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年12月31日		12,712,000		533,737		340,068

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、以下のとおり大株主に異動が生じております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
坂田 明	東京都目黒区	599	4.7
坂田 紀美子	東京都目黒区	190	1.5

また、当社は平成20年10月1日より自己株の取得を実施しており、当第3四半期会計期間末日(平成20年12月31日)現在の自己株式の保有株式数は1,533,500株となっております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
明豊ファシリティワークス(株)	東京都千代田区麹町5-4	1,533	12.1

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 733,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,977,900	119,775	
単元未満株式	普通株式 600		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,712,000		
総株主の議決権		119,775	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の「株式数」欄には証券保管振替機構名義の株式が400株含まれておりますが、「議決権の数」欄では当該議決権の数4個は除いております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明豊ファシリティワークス 株式会社	東京都千代田区麹町 5 - 4	733,500		733,500	5.8
計		733,500		733,500	5.8

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	135	164	145	150	128	134	110	112	106
最低(円)	120	126	128	121	114	94	78	96	95

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人日本橋事務所により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,339,211	671,407
受取手形・完成工事未収入金	613,200	1,644,325
未成工事支出金	282,619	277,717
その他	105,735	208,821
貸倒引当金	20	40
流動資産合計	2,340,746	2,802,231
固定資産		
有形固定資産	36,994	40,592
無形固定資産	14,767	12,816
投資その他の資産	326,398	328,612
固定資産合計	378,160	382,021
資産合計	2,718,906	3,184,253
負債の部		
流動負債		
工事未払金	310,921	856,206
未払法人税等	105,621	89,920
賞与引当金	50,001	110,687
その他	174,048	118,693
流動負債合計	640,592	1,175,507
固定負債		
退職給付引当金	87,610	80,815
役員退職慰労引当金	170,260	159,983
その他	-	489
固定負債合計	257,871	241,288
負債合計	898,463	1,416,796
純資産の部		
株主資本		
資本金	533,737	533,357
資本剰余金	340,068	339,698
利益剰余金	1,142,975	983,802
自己株式	208,355	94,624
株主資本合計	1,808,425	1,762,232
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,100	465
評価・換算差額等合計	1,100	465
新株予約権	13,117	5,690
純資産合計	1,820,443	1,767,457
負債純資産合計	2,718,906	3,184,253

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	5,108,450
売上原価	4,123,646
売上総利益	984,803
販売費及び一般管理費	603,326
営業利益	381,477
営業外収益	
受取利息	1,863
新株予約権戻入益	324
その他	390
営業外収益合計	2,578
営業外費用	
投資事業組合投資損失	1,389
自己株式取得費用	832
固定資産除却損	153
営業外費用合計	2,375
経常利益	381,680
税引前四半期純利益	381,680
法人税等	161,381
四半期純利益	220,298

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,032,370
売上原価	848,400
売上総利益	183,969
販売費及び一般管理費	193,416
営業損失()	9,446
営業外収益	
受取利息	948
新株予約権戻入益	78
その他	71
営業外収益合計	1,097
営業外費用	
自己株式取得費用	540
固定資産除却損	15
営業外費用合計	556
経常損失()	8,905
税引前四半期純損失()	8,905
法人税等	3,765
四半期純損失()	5,140

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	381,680
減価償却費	12,977
賞与引当金の増減額(は減少)	60,686
受取利息及び受取配当金	1,863
売上債権の増減額(は増加)	1,031,125
未成工事支出金の増減額(は増加)	4,902
仕入債務の増減額(は減少)	545,285
未成工事受入金の増減額(は減少)	22,913
その他	60,797
小計	896,755
利息及び配当金の受取額	1,863
法人税等の支払額	147,453
営業活動によるキャッシュ・フロー	751,165
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	5,162
無形固定資産の取得による支出	6,320
その他	210
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,272
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	60,119
自己株式の取得による支出	114,562
株式の発行による収入	750
財務活動によるキャッシュ・フロー	173,932
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	565,960
現金及び現金同等物の期首残高	773,251
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,339,211

【簡便な会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
税金費用の計算 税金費用については、当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 そのため、「法人税、住民税及び事業税」並びに「法人税等調整額」は法人税等に一括して記載しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 83,386千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 77,786千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	73,920千円
従業員給与手当	247,847千円
賞与引当金繰入額	53,087千円
役員退職慰労引当金繰入額	9,837千円
法定福利費	38,547千円
事務用品費	25,766千円

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費の主なもの	
役員報酬	24,740千円
従業員給与手当	82,503千円
賞与引当金繰入額	14,947千円
役員退職慰労引当金繰入額	3,690千円
法定福利費	11,977千円
事務用品費	5,746千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
現金及び預金	1,339,211千円
現金及び現金同等物	1,339,211千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	12,712,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	1,533,500

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	当第3四半期 会計期間末残高 (千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	13,117

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	61,125	5.0	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期会計期間における費用計上額及び科目名

株式報酬費用 2,559千円

(内訳) 販売費及び一般管理費 1,361千円

売上原価 1,197千円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 78千円

(持分法損益等)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成20年12月31日)		前事業年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	161.68円	1株当たり純資産額	144.11円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	18.63円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	18.60円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	220,298
普通株式に係る四半期純利益(千円)	220,298
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,824
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(千株)	21
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前事業年度末から重要な変動がある 場合の概要	

第3四半期会計期間

当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	0.45円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純損失(千円)	5,140
普通株式に係る四半期純損失(千円)	5,140
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,352
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(千株)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

明豊ファシリティワークス株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員

業務執行社員 公認会計士 梅林 邦彦 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員

業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の第3四半期会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、明豊ファシリティワークス株式会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。